

社会福祉法人敬仁会 役員報酬等支給規程

平成29年 6月19日制定

令和 2年 6月26日改正

令和 3年11月24日改正

令和 5年12月 6日改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬仁会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条第1項の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、常勤理事及び非常勤理事の区分は以下のとおりとする。

- (1) 常勤理事 週32時間以上、法人本部にて執務を行い専ら法人経営に参画する理事をいう。
- (2) 非常勤理事 (1) 常勤理事以外の理事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じ次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事及び非常勤理事に対しては、報酬、通勤手当、旅費又は日当を支給する。
ただし、月額報酬を受けている常勤理事及び非常勤理事については別表1(2)に定める日当は支給しないものとする。
- (2) 監事及び評議員に対する業務に応じた報酬及び旅費は別表3に定める額を支給する。
- (3) 理事長及び理事長経験者に対しては、前1号又は前2号に加え退職手当を支給する。

2 特別な事由により理事長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(理事の報酬等の算定方法)

第4条 常勤理事及び非常勤理事に対する報酬等の額は、以下のとおり定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 職務による出張時には、旅費規程に基づき交通費、日当、宿泊料等を支給する。
- (3) 退職手当については、別表2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(理事の報酬等にかかる算定期間及び支給日)

第6条 常勤理事及び非常勤理事に対する報酬等の支給時期等は、以下のとおり定めるものとする。

(1) 報酬については、毎月1日から末日までを算定期間とし、当月末日に支給する。

但し、支給日が休日にあたる場合は前日に繰上げて支給する。

(2) 退職手当については、任期满了、辞任、死亡にて退職した後3ヶ月以内に支給する。

(3) 非常勤理事に対する別表1(2)に定める日当は、都度支給する。

(4) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経る。

附 則

この規程は、平成29年6月19日より施行する。

この規程の一部改正は、令和2年6月26日より施行する。

この規程の一部改正は、令和3年11月24日より施行する。

この規程の一部改正は、令和5年12月6日より施行する。

別表1

(1) 常勤理事及び非常勤理事の報酬

役職名	月額報酬上限額
常勤理事(役職あり)	1,700,000円
〃(役職なし)	1,500,000円
非常勤理事	450,000円

(2) 非常勤理事の日当

内 容	日 額
法人内会議への出席(理事会等)	10,000円
法人内会議への出席(理事会等)に係る交通費	1,000円

※別途源泉所得税

別表 2 (理事長及び理事長経験者の退職手当)

社会福祉施設職員等退職手当共済法（法律第 155 号）の計算基礎額における最高額 ×在任年数に応じた係数

別表 3 (評議員及び監事の報酬)

(1) 評議員

内 容	日 額
法人内会議への出席（評議員会等）	10,000 円
法人内会議への出席（評議員会等）に係る 県・都内移動交通費	1,000 円
〃 〃 （ 〃 ）に係る 県・都外移動交通費	旅費規程に基づく

※別途源泉所得税

(2) 監事

内 容	日 額
法人内会議への出席（理事会等）	10,000 円
監事監査への出席（4 時間以内）	10,000 円
〃 〃 （4 時間超）	20,000 円
法人内会議等への出席（理事会等）に係る 県・都内移動交通費	1,000 円
〃 〃 （ 〃 ）に係る 県・都外移動交通費	旅費規程に基づく

※別途源泉所得税